

平成26年6月24日

第7回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

## 第7回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成26年6月24日(火) 午後3時

場 所 倉吉市役所 第3会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 教育長報告
- 5 協議事項
  - (1) 倉吉市立小中学校の適正配置等について …………… 1
  - (2) 教育委員会制度改革について …………… 3
  - (3) 第2次倉吉市教育振興基本計画策定スケジュールについて …………… 5
- 6 報告事項  
各課報告(別紙)
- 7 その他
- 8 閉 会

1 課題

- ① 学校適正配置の課題が市民全体の課題となっていない。
- ② 説明会の参加者が少ない。
- ③ 学校適正配置の情報が正確に市民に伝わっていない。
- ④ 地域としての意見がまとまっていないし、その把握ができていない。
- ⑤ 学校耐震化の問題と適正配置の課題、財政上の課題が庁内でも共通認識されていない。

2 各地区の状況

地区名	地区の主な意見	小学校 PTA の意見 2月4日現在
上北条小		役員会、地区振興協議会で協議。河北と一緒になれということとは反対。
河北小		地域学校委員会で協議した。PTA としてまとまっていない（賛成 14%、どちらともいえない 33%、無回答 53%） 統廃合は進めるべきだが、説明不足だ。
西郷小		会員全体での議論はしていない。情報提供して関心を高めていきたい。
上灘小		まとめきれていない。住民の意向を聞き、提案通り推進していく。適正配置すべきだが、案の賛否は判断が難しい。
成徳小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合についてはやむなしの雰囲気。明倫校区と学校の場所についても協議をしたい。</li> <li>・校地は、広さだけでなく、文化、歴史なども考えて、成徳小にすべきだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合に反対。野嶋病院あたりに大きな壁がある。</li> <li>・明倫とは中学校区も異なり結びつきが弱い。現存する中学校区でやるべきだ。</li> <li>・耐震化が必要だからという理由で統合するのはおかしい。</li> <li>・当事者校であるが意識が低い。</li> </ul>
明倫小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合についてはやむなしの雰囲気。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案通りでよい。</li> <li>アンケート回答（80%）の内 6 割が賛成、どちらでもない 3 割、反対 1 割。</li> <li>・中学校区の変更にはやや抵抗あり。</li> </ul>
社小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来を考えれば、社・高城・北谷を一つにすることは考えられないか。</li> <li>・横田地区は、社地区として付き合いたい思いがある。地元でも協議していきたい。</li> <li>・和田地区は、現在のまま東中へ進学したいということまでまとまっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌を作成し、アンケート調査。適正配置は必要である。</li> <li>・20～30 年後の動きはどうか。</li> <li>・社校区に 2 つの小学校ができる。横田地区の校区はどうか。</li> <li>・3 つの中学校へ分かれて進学する問題がある。</li> </ul>
灘手小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灘手小は残してほしい。保育園も小学校もなくなれば地域が衰退する。</li> <li>・社小・久米中となれば、スクールバスはどうなるのか。週末の運行はどうか。</li> <li>・灘手小学校を小規模特認校とするよう、教育委員会で検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独で存続したい。誰が望んだ案か。</li> <li>・子どもたちの声も反映させてほしい。</li> <li>・中学校はバス代を 2 割負担している現状であり、小学校がバス通になった場合の負担はどうなるか。</li> <li>・校区選択対象校として存続する案は実現可能か。</li> </ul>

高城小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合についてはやむなしの雰囲気。校舎は高城小を使うべきだ。</li> <li>・小中一貫教育について、そのメリット・デメリットは何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の提案に従わざるを得ない。保護者アンケートは6割が賛成、2割が反対。</li> <li>・校舎の場所は高城小を使えばよい。</li> <li>・久米中案は課題が多い。地区外の校舎、校庭が遠い、教育の公平性など。</li> <li>・当事者意識が薄い。自分の子はしない。</li> </ul>
北谷小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合についてはやむなしの雰囲気。ただし、バス通学の準備不安の解消が必要である。</li> <li>・横谷は、スクールバスがあれば、今のままがよい。</li> <li>・地域が寂れないような手立てがほしい。跡地は災害時の避難場所としてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案に対してほぼ了解しているが、20~30年後のことを考えると、もっと大きな枠組みで考えることも必要。</li> </ul>
小鴨小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小鴨小は児童数が増えて教室が不足する。統合せず、単独で残してほしい。</li> <li>・統合準備委員会のメンバーはどう決めるのか。地元の意向を聞いて人選してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独存続で行きたい。</li> <li>・考える順序が違うのではないか。まず、どんな教育を進めるのかが明らかにされなければならない。</li> <li>・意見がまとまっていない状況の中で、結論は出すべきではない。</li> </ul>
上小鴨小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上小鴨小は単独で残してほしい。統合は市全体でなく個々で進めてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独での存続を望む。</li> <li>・草案の賛否はどうやって決めるのか。</li> <li>・答申に地域の代表が入っていないので、地区の意見が反映されていない。</li> <li>・全体の財政計画が不明。</li> </ul>
関金小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20人以上といった数字は、地域の特性と照らし合わせた上で、適正と考えているか。</li> <li>・高校が初めての競争になる可能性がある。このことも考えておいていただけないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話し合っていない。</li> <li>・小中学校の生徒数減の危機感はある。</li> <li>・中学校をどうするのかを決めてから小学校を考えるべきだ。</li> </ul>
山守小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一学級であれば、12年間同じ集団であるが、それをどう考えるか。</li> <li>・スクールバスの運行は、どうなるのか。野添など遠い部落は運行してほしい。</li> <li>・これからPTAでも、地域でも、議論を重ねていきたい。見切り発車をしないしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成と反対の意見があり、まとまっていない。</li> <li>・9年或いは12年間同一のメンバーになる。クラス替えができるようにしてほしい。</li> </ul>

### 3 今後の進め方

- (1) 学校適正配置の経緯について、整理して市民へ周知を図る。市報やホームページ
- (2) 問題点・要望等を整理して、関係部署とともに対応、その返し方も協議する。
- (3) 統合に関連する費用の概算を積算し、公表する。
- (4) 関係団体との協議 特にPTAとの協議を深める。
  - ・小学校PTA連合会との勉強会を継続開催していく。(6月6日代表者と協議)
- (5) 統合準備委員会の前に、個別に必要なところでは該当地区代表で協議する場を設ける。
  - ・成徳明倫地区では、両地区の代表者で考える会を開催(4月30日)  
統合についてはやむを得ない。位置については綱引きの状態。
  - ・山守関金地区でも、両地区の代表者で考える会を開催(5月17日)  
統合はやむを得ない。通学方法等の条件整備が必要。
- (6) 単独存続を要望している地区について、協議の場を求めていく。
- (7) 教育委員会事務局内に学校適正配置推進担当部局を設置する。



おざき・はるき

1953年福岡県生まれ。福岡県立小倉高、東大法学部卒。82年に旧文部省入省。厚生労働省保育課長、文部科学省財務課長、政策課長、大臣官房審議官（スポーツ・青少年局担当）、大臣官房審議官（初等中等教育局担当）などを経て、12年8月から国立教育政策研究所長を務め今年3月に退職した。

前国立教育政策研究所長

尾崎春樹

## 新教育長の責任明確化と 総合教育会議の設置

教育委員会制度の改正法案が国会審議中である。改正の直接のきっかけは、2011年に発生した大津市の中学2年生徒のいじめ自殺事件だった。しかし、市教委が的確で速やかな対応を取れなかったことには問題があるが、それ以前から教委の権限と責任の不明確さや審議の形骸化、迅速な対応の欠如などは繰り返し指摘されていた。

教委制度改革については、首相直属の有識者会議である教育再生実行会議から昨年4月に提言が出され、その提言を受けて文部科学省の中央教育審議会が改革の具体策を議論し、さらに与党での検討を経て、改革法案がまとまった。今回は、改正点の中で以下の2点に触れてみたい。

一つは、教育行政の責任の明確化である。現行の教委は、首長が議会の同意を得て任命する非常勤の教育委員の合議体であり、教育行政の責任者である。そして、教委が委員の1人を教育長に任命し、常勤の教育長が具体の事務を遂行する。いわば合議体の教委が教育長の上位にあるのだが、非常勤の教育委員の集合体では、日々変化する教育課題に迅速に対応できないし、教委の代表者たる教育委員長と教育長との役割分担が曖昧との批判が根強い。

非常勤の教育委員長を最高責任者とみなして、地方議会の答弁や日常業務に関する記者会見まで担わせる地域もあるが、月に1、2回程度の会議参加が実態なのに、そこまで求めるのは無理な話である。

このため改正案では、教育委員長と教育長とを一本化して「新たな教育長」を置き、この新教育長を、首長が議会の同意を得て直接任命・罷免することにした。常勤の教育長が教委を代表することになり、名実ともに教育行政の責任者としてはつきりする。

一方で、首長が直接、教育長を任免するから首長の教育行政への関与が強まるかという点、現行でも、常勤の教育長予定者を教育委員として首長が選任しているのだから大差はない。差が出るのは、教育長の任期の変更によってだろう。任期中は勝手に罷免できないから、任期は身分を保障して仕事に専念させる効果がある。これを今回の改正法案で4年から3年に縮めるので、首長は意中の人物を教育長として選任する機会を任期中に必ず得るという意味で、教育行政へ自らの意向を反映しやすくなる。

また、教育長の役割が重くなる

のに対応して、合議体たる教委の役割は合議体にならざるが基本方針の策定と教育行政へのチェック機能に特化されていくことになる。

日本の教委制度は戦後、アメリカにならって導入された。都道府県と市町村に教委が置かれているが、都会だろうと離島へき地だろうと教育の機会と教育の質の点で差がつかないよう、例えば小中学校の管理権限は一般的に市町村教委が持つが、人事は市町村教委の意向を踏まえて都道府県教委が広域で行うなど重層的に役割分担をしてきた。

アメリカも大ざっぱに言えば、州教委と地区教委の重層構造になっている。ただし、州教委の役割は枠組みや基準の設定、補助金の交付など日本の文科省に近い。そして小中高校を所管するのは専ら地区教委だ。住民から選挙される教育委員が地区の教委を組織し、教育行政の責任を担う。教委は自ら教育長を雇い、教育長は教委の方針の下に教育行政の実務を行う仕組みになっている。

日米の制度の違いは、地区の教委が一般の市町村とずれた「学区」単位に置かれ、この学区が土地税を独自の財源として持っているということだ。自主財源を持ち、市町村と単位のずれた教委が、自ら教育長を雇うのだから権限は強

く、市町村長から独立して政治的中立性を保っている。住民の多様な意見を反映させながら教育行政を執行するという住民自治の意識は今でも強い。

一方で州教委は、学校の管理からは離れた立場となるため、教育行政の権限を、州知事が持つところと、州教委の独立性の強いところなどさまざま、政治的中立性の意識は薄れている。

今回の改正法案では、首長の教育行政への関与が強まり、本家アメリカと離れていくように見える。しかし、地方自治の分野では、首長に教育行政を全面的に委ねるのでなく、地方自治法そのものが、教委制度によって、首長への権限の集中を用心深く避けてきたことに留意すべきだ。いわゆる「執行機関の多元主義」の理念は今回の改正でも維持されている。

日本の首長は直接選挙の「大統領型」で議会からの独立性が強く、強大な権限を持っている。教育という個人の精神的価値の形成を目指す分野では、執行機関の多元主義によって、個人的な価値判断や特定の党派的勢力からの影響をやらわらげる意義が大きい。

それに首長が「民意」の代表としても選挙で教育政策が主要争点になることはほとんどない。このため、選挙で選ばれば地域の教育行政について全て住民のお墨

付きを得たということにはならない。選挙を意識した首長のパフォーマンスによって、学校現場が振り回されることにも用心が必要だ。

新制度の下では、教委が地域の教育のあるべき姿を十分に議論し、その方針に沿って教育長が業務を遂行できるように、例えば、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部のコーディネーターのように地域で学校を支えた経験者が教育委員の人材になっていくなど、住民自治の理念を踏まえて教育行政と地域の結びつきを豊かにする工夫が重要になるだろう。

さらに今でも、大津のいじめ事件での教委の対応のまずさをあげて、教育界の閉鎖性やスピード感のなさを指摘して、首長に教育行政を委ねるべきとの主張が聞かれる。しかし、大津の例は言語道断としても、教委だから閉鎖的だ、首長が行政をやれば開放的だということにはならないだろう。全国いたるところで、首長部局の閉鎖的行政の例は枚挙にいとまがない。

首長部局であれ教委であれ、住民の意向に感度の高い行政官が就くことが必要だ。教育は、大規模な人材集約型でかつ継続性のある事業だ。首長のリーダーシップは、優秀な人材を配置していくことにこそ発揮されるべきだと考える。

もう一つのポイントは、総合教育会議の設置である。今回の改正法案では、首長が総合教育会議を設けて教委と協議し、教育振興施策の大綱を策定することが新しく定められた。協議の対象は、諸条件整備など教育の振興のために重点的に講ずべき施策や児童・生徒の生命身体に被害が生じ、またはその恐れがある場合の措置とされている。

これによって、首長が日常的教育行政に関与しやすくなる、ととらえる向きもあるようだ。ただ、現在でも教育行政について教委は全能ではなく、首長が予算権を持ち、自治体の統轄者としての権限も有している。現行でも新制度でも、教育委員や教育長の実質的な任命権者でもある。だから当然、教育行政に影響力を行使できる。

新たな総合教育会議は公開が原則で関与が明確化されるし、教育行政の制度的責任者が首長ではなく教委とされ、かつ教育長が3年の任期で身分保障される。学校現場の人事についても首長の権限外とされており、法令に基づいた運用がされる限り、教育行政への首長の不当な介入は防げるのではない。むしろ、運営の健全さを保つためには、公開を基礎として、住民が教育行政に関心を注いでいくことこそ必要と思う。

(原稿は5月末現在)

## 第2期倉吉市教育振興基本計画作成手順

H26.6.24

教育総務課

### 1 目的

第2期倉吉市教育振興基本計画の策定のため、その手順及び留意事項等を列挙し、計画作成に役立てる。

### 2 手順

- (1) 第1期倉吉市教育振興基本計画の総括
  - ・主な項目ごとに関連各課の事業の成果及び課題について整理
- (2) 学校教育法、学習指導要領など教育関係法令等の改正に伴う動き
- (3) 国、県、他市の教育基本計画についての把握
- (4) 倉吉市教育の新たな課題
  - ・学校現場から
  - ・PTA、自治公民館、地区公民館、更正保護団体、児童相談所等から
- (6) 倉吉市教育委員会所管の各審議会で協議
  - ・第12次倉吉市総合計画に盛り込む内容の検討
- (7) 倉吉市民、教育関係団体への意見募集

### 3 作業日程

- |  |     |             |
|--|-----|-------------|
| (1) 第2期倉吉市教育基本計画の策定の手順の提案                  | 課長会 | (平成26年6月中旬) |
| (2) 教育委員会事務局内に作業チームを設置                     |     | (平成26年7月中旬) |
| 学校教育課、生涯学習課（社会教育、体育）、文化財課、博物館、図書館、学校給食センター |     |             |
| 課題、手順等についてのとりまとめ作業                         |     | (平成26年9月)   |
| (3) 倉吉市教育委員会所管の各審議会で諮問                     |     | (平成26年9月～)  |
| ↓  |     |             |
| (4) 倉吉市教育委員会所管の各審議会から答申                    |     | (平成27年9月～)  |
| (5) 倉吉市教育委員会で協議                            |     | (平成27年11月)  |
| 中間取りまとめ                                    |     |             |
| (6) 倉吉市民、教育関係団体への意見募集                      |     | (平成27年12月)  |
| (7) 倉吉市教育委員会で決定・発表                         |     | (平成28年2月)   |

	主な事業等	主な施設改修等
平成21年度	1 明日の倉吉の教育を考える委員会 6回開催 「明日の倉吉を考える委員会提言」を倉吉市教育委員会へ6項目の提言3月 ・倉吉市教育理念・教育目標、教育内容 ・子どもたちが望ましい成長をするための学校・学級の適正な規模についての検討を行うこと ・校区のあり方について検討を行うこと 2 倉吉市小中学校の学校評価の充実 3 倉吉市小中学生リーダー会議開催 菜の花PJ開始	○高城小体育館耐震化
平成22年度	1 倉吉市教育委員会から倉吉市学校教育審議会へ「明日の倉吉を考える委員会提言を基に倉吉市の教育について」諮問 2 学校教育審議会から倉吉市教育振興基本計画案を答申2月 ・倉吉市教育理念・教育目標、幼児・家庭・学校・社会での教育内容等 ・教育環境の充実整備 教育施設の耐震化、教育表彰・奨学金制度の充実 ・学級・学校の適正規模、学校の在り方についての検討 2 倉吉市教育振興基本計画を倉吉市教育委員会で策定 3 「倉吉の子育て十か条」制定	○上小鴨体育館建替 △倉吉武道館柔道場 剣道場改修
平成23年度	1 「倉吉市小・中学校の適正配置について」学校教育審議会で審議・答申 ・教育活動を進める上での適切な学級・学校規模について ・具体的な校名を挙げて校区再編について ・高城小学校河来見分校の廃校、校区再編について 倉吉市学校教育審議会から倉吉市教育委員会へ答申2月 2 倉吉市小中学校の地域学校委員会の発足 学校支援ボランティア 3 学校給食センター調理業務民間委託	○河北中移転 ○成徳小・久米中体育館耐震化 △陸上競技場改修 △スポーツセンター設備改修
平成24年度	1 「倉吉市小・中学校の適正配置について」答申の小学校区別説明会の実施 4月～8月 14地区 718人参加 2 倉吉市民シンポジウム「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」11月開催 4 「倉吉市立小・中学校の適正配置の具体案【草案】」公表 3月 2 山上憶良短歌大会開催 3 大江磐代君顕彰展開催	○河北中移転 □中部子ども支援センター改修
平成25年度	1 「倉吉市立小・中学校の適正配置の具体案【草案】」について 地区合同（中学校区）で説明会4月～5月 5地区 250名 2 対象小学校区での説明会5月～8月 10地区 552名 5 倉吉市民シンポジウムの開催「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」 「智頭町における学校統合について 一経緯と現在一」11月開催 2 「倉吉市公民館の在り方について」倉吉市社会教育委員協議会より答申 3 「くらよし風土記～倉吉学入門～」発行	文部科学大臣から学校施設耐震化督促状 ○西郷小・上灘小・北谷小・社小・灘手小体育館耐震化 △市営野球場改修 △B&G プール解体整備
平成26年度	1 「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」 ・地区別の学校統合を考える会発足（成徳明倫、関金山守地区） ・事務局内に学校統合推進室設置、地区学校統合準備委員会の設置 2 倉吉市立小・中学校の土曜授業開始（年間5回） 3 倉吉市青少年問題対策協議会条例 いじめ対応	○西郷小・上灘小・西中・久米中・鴨川中耐震化 ・河北小増築 △温水プール改修



平成27年度	1 倉吉市教育振興基本計画第二期の審議 ・中間とりまとめ →市民広報・パブコメ →最終とりまとめ →答申  2 「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」 関金・山守小学校統合準備委員会の設置 → 校名等の協議	○灘手小・上小鴨小耐震化 ○明倫小・成徳小耐震化設計 ○上灘小体育館建替
平成28年度	1 「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」	○成徳小建替 ○明倫小耐震化

### 課題

#### 1 「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」

学校統合の具体的推進 平成27～30年度を予定

- ・校区间協議の推進 山守・関金校区、成徳・明倫校区、北谷・山守校区 北谷・高城（学校交流）
- ・単独存続要望の地区 灘手校区、上小鴨校区

#### 2 教育委員会の所管する施設保全・改修等

- ・学校施設の改修 耐震化（平成28年度終了）、タブレット等学習情報機器の整備等
- ・地区公民館の改修 耐震化、老朽改修 自治公民館・地域振興協議会との関係
- ・体育施設の改修 庭球場の全天候型整備、野球場のバックスクリーン・電光掲示板等
- ・博物館の改修 耐震化、老朽改修
- ・図書館・パーススクエアの管理 駐車場の狭隘、リス舎の管理
- ・B&G 海洋センター改修・運営方法 指定管理へ移管

#### 3 学校教育の充実

- ・新学習指導要領への対応
- ・外国語教育、情報教育の充実のための対応 外国語教育への対応
- ・いじめ不登校等問題行動への対応

#### 4 教育委員会制度改革への対応

- ・新教育委員会制度の理解 新教育長の権限（教育委員長+教育長）、市長との協議
- ・総合教育会議の持ち方 市長が主宰
- ・新教育長の選任の時期 法はH27.4.1 施行、現教育長任期期間は現行どおり

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
新法施行	H27.4.1	→ 新教育長(3年)		
委員長任期	H26.10.7	(現教育長任期中は委員長は存続、任期が切れて新教育長になった時点でなくなる。)		
現教育長任期	→ H27.10.2		→ H30.10.1	